

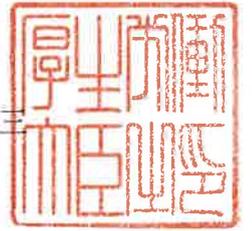
厚生労働省発開 0911 第 2 号

令和 6 年 9 月 11 日

労働政策審議会

会長 清家 篤 殿

厚生労働大臣 武見 敬三



別紙「雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の  
意見を求める。

雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案要綱

第一 人材開発支援助成金制度の見直し

人への投資促進コース助成金のうち、定額制訓練の被保険者一人当たりの支給額について、二万円に当  
該定額制訓練の期間の月数を乗じて得た額を支給限度額とすること。（本則関係）

第二 施行期日等

- 一 この省令は、令和六年十月一日から施行すること。（附則第一項関係）
- 二 この省令の施行に関し、必要な経過措置を定めること。（附則第二項関係）